

男女がいきいき、
共に輝くまちをめざして

第5次
見附市
男女共同参画計画

令和4年度－令和8年度

見附市

目次

第1章 計画策定の趣旨と経過

- 1. 計画策定の趣旨……………P1
- 2. 国・県・市の動き……………P2

第2章 計画の概要

- 1. 計画の目標……………P3
- 2. 計画の指標……………P3
- 3. 計画の性格……………P3
- 4. 計画の期間……………P3

第3章 計画の体系……………P4

第4章 計画の基本目標・現状と課題・重点項目

- 基本目標1. 男女平等を推進する社会づくり……………P6
 - 重点項目① 男女平等を推進するための意識啓発を推進します……………P7
 - 重点項目② 男女平等意識を推進する教育と学習機会の充実を図ります……………P8
 - 重点項目③ あらゆる暴力の根絶を推進し、誰もが心身ともに健康でいられる環境づくりを推進します……………P10
- 基本目標2. 男女が共に活躍できるまちづくり……………P13
 - 重点項目① 政策・方針決定の場等への女性の参画拡大を図ります……………P14
 - 重点項目② 男女が共に働きやすいまちづくりを推進します……………P16
- 基本目標3. 男女が共に参画する家庭と地域づくり……………P20
 - 重点項目① 子育て支援体制の充実を図ります……………P21
 - 重点項目② 高齢者が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります……………P24
 - 重点項目③ 家庭生活及び地域社会における男女共同参画の推進を図ります……………P26

第5章 計画の推進

- 1. 計画の推進体制……………P27
- 2. 計画の進行管理……………P28
- 3. 推進会議設置要領……………P29
- 4. 推進懇談会設置要領……………P31

参考資料

- 用語集……………P32
- 市民意識調査の結果……………P34
- 見附市男女共同参画事業推進委員会／
見附市男女共同参画事業推進懇談会委員名簿……………P36
- 策定の経過……………P37

第1章

計画策定の趣旨と経過

1. 計画策定の趣旨

本市では、家庭、職場、地域、学校等あらゆる場において、一人ひとりが性別にとらわれず、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、平成14年12月に「見附市男女共同参画計画」を策定しました。以来5年ごとに計画を見直し、計画に基づき、幅広い分野にわたる様々な施策を展開しています。その結果、市民の男女共同参画に関する意識等は徐々に向上してきました。

また、令和3年には「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を基本理念とする「第5次見附市総合基本計画 後期基本計画」が策定され都市の将来像として掲げている「スマートウェルネスみつけ¹」の実現を目指すため、4つの都市の将来像を定め、更なる取り組みを進めています。

第5次見附市総合計画が設定している4つの「都市像」

1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまち
2. 産業が元気であるまち
3. 安全安心な暮らしやすいまち
4. 人が交流するまち

こうした状況の中、第4次見附市男女共同参画の計画期間が令和4年3月で終了することから、第5次見附市総合計画 後期基本計画との整合性を図りながら、令和4年度からの5年間を計画期間とした「第5次男女共同参画計画」を策定しました。

本計画に基づき、多様化する現代的課題を的確に把握し、個人の人権が尊重され、共に喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会を一層推進するとともに、ひいては、「スマートウェルネスみつけ」実現のため「男女がいきいき、共に輝くまち」を目指してまいります。

なお、この計画は平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく市町村推進計画としても位置付けています。

¹ スマートウェルネスみつけ：32 ページ参照

2. 国・県・市の動き

国は、平成11年に、男女共同参画社会の形成を促進する施策を統合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」を施行し、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成17年12月には「第2次計画」を、平成22年12月には「第3次計画」を、平成27年12月には「第4次計画」を策定しました。

そして、これまでの施策とその成果を踏まえ、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、現在に至っています。

県は、平成13年3月に、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として、「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」(平成13～17年度)を策定し、平成18年3月には、「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」(平成18～24年度)を、平成25年7月には、「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」(平成25～28年度)を、平成29年に第3次計画を策定し、現在に至っています。

本市では、国・県の動向に合わせ平成14年12月に「見附市男女共同参画計画」(平成14～18年度)を策定し、平成19年12月には、「見附市男女共同参画計画改訂版」(平成19～23年度)を、平成24年3月には、「第3次見附市男女共同参画計画」(平成24～28年度)を、平成29年3月に「第4次見附市男女共同参画計画」(平成29～平成33年度)を策定しました。

このように、国も県も本市も、男女が性別に関わりなく、職場・家庭・地域でいきいきと安心して暮らせる男女共同参画社会づくりに向け、計画に沿った様々な取り組みを行っています。

第2章

計画の概要

1. 計画の目標

個人の人権が尊重され、性別にとらわれず、男女が平等に社会のあらゆる分野において共に参画し、多様な生き方を認め合い、共に活躍できる男女共同参画社会を実現するため、計画の基本理念を前計画と同様「男女がいきいき、共に輝くまちをめざして」とします。この基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げ、重点項目や施策を設定しました。

基本目標1 男女平等を推進する社会づくり

基本目標2 男女が共に活躍できるまちづくり

基本目標3 男女が共に参画する家庭と地域づくり

2. 計画の指標

基本目標の達成に向けて、施策を実現するための事業や活動の結果として生じる状態を示す「成果指標」をまちづくり市民アンケートにより把握します。

また、関係各課において、施策や事業ごとに設定している指標や目標等については男女共同参画計画進捗状況表により、毎年の進捗管理を徹底します。

成果指標	現状(R2)	目標(R8)
男女が共に活躍するまちづくりの推進に関する満足度	60.0%	65%
男女が共に活躍するまちづくりの推進に関する重要度	66.1%	70%

3. 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に沿った計画です
- (2) 「第5次見附市総合計画基本計画」との整合性を持つものであり、男女共同参画施策を総合的に推進するため、各課の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものです
- (3) 市民の参画による「見附市男女共同参画事業推進懇談会」の意見を反映したものです
- (4) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」としても位置づけられます

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第3章

計画の体系

基本理念 男女がいきいき、共に輝くまちをめざして

※ 女性活躍推進計画該当項目

基本目標	重点項目	NO	施策
【基本目標1】男女平等を推進する社会づくり	重点項目① 男女平等を推進するための意識啓発を推進します	1	市広報紙及びホームページ等による啓発を行います
		2	各種関係団体等と連携した広報・啓発を行います
		3	図書館における男女共同参画に関する図書等の充実を図ります
	重点項目② 男女平等意識を推進する教育と学習機会の充実を図ります	4	乳幼児期からの発達段階に応じて人権を大切にする心を育てます
		5	学校教育における人権及びジェンダー ² 平等教育を推進します
		6	学校教育における男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育を推進します
		7	男女平等意識の定着を図る学習機会を提供します
		8	女性の人材育成に関する学習機会を提供します
	重点項目③ あらゆる暴力の根絶を推進し、誰もが心身ともに健康でいられる環境づくりを推進します	9	配偶者や恋人などからの暴力、離婚・養育費問題、家族の悩み等に対する相談窓口の充実を図ります
		10	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ³ (性と生殖に関連する健康／権利)の尊重と情報提供を行います
		11	生涯を通じた健康の保持・増進を図ります
【基本目標2】男女が共に活躍できるまちづくり	重点項目① 政策・方針決定の場等への女性の参画拡大を図ります	12	政策・方針決定の場への女性の活躍を推進します
		13	地域における女性の活躍を推進します
		14	防災・災害現場での女性の活躍を推進します
	重点項目② 男女が共に働きやすいまちづくりを推進します	15	職場における男女平等の普及啓発を図ります
		16	労働条件や雇用問題、セクシュアル・ハラスメント ⁴ 、パワー・ハラスメント ⁵ 、マタニティ・ハラスメント ⁶ 等、労働問題に関する相談窓口の充実を図ります
		17	女性の就業支援制度の整備と普及を図ります
		18	経営参画を促進します
		19	ワーク・ライフ・バランス ⁷ (仕事と生活の調和)を推進します

² ジェンダー：32 ページ参照

³ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：32 ページ参照

⁴ セクシュアル・ハラスメント：32 ページ参照

⁵ パワー・ハラスメント：32 ページ参照

⁶ マタニティ・ハラスメント：32 ページ参照

⁷ ワーク・ライフ・バランス：32 ページ参照

※ 女性活躍推進計画該当項目

基本 目標	重点項目	NO	施策
【基本目標3】男女が共に参画する家庭と地域づくり	重点項目① 子育て支援体制の 充実を図ります	20	年齢や子どもの個人差等を考慮した保育を行います
		21	地域住民が子育て支援に関わり、様々な行事で交流する場を提供します
		22	子育て支援や情報交換を行う子育てネットワークづくりを支援します
		23	子育て支援センターの充実を図ります
		24	子育て相談窓口の充実を図ります
		25	仕事をしながら安心して子育てができる環境の整備を図ります
		26	ひとり親家庭への生活安定と自立への支援／学用品費等の支援・高等教育の支援の充実を図ります
		27	児童虐待の予防、早期発見と虐待を受けたと思われる児童の保護、自立を支援します
	重点項目② 高齢者が安心して 暮らせる支援体制の充実 を図ります	28	介護予防事業の充実を図り、寝たきり予防に努めます
		29	介護に関する学習の充実を図ります
		30	学習活動や交流を通じた生きがいづくりを支援します
		31	シルバー人材センターで、豊かな経験知識・技能を活かした社会参加活動の機会を支援します
	重点項目③ 家庭生活及び地域社会 における男女共同参画の 推進を図ります	32	ボランティアやNPO ⁸ 等の活動に男女が共に参画できる環境の整備を行います
33		育児・介護の男女共同責任意識の啓発を促進します	

⁸ NPO : 33 ページ参照

第4章

計画の基本目標・現状と課題・重点項目

基本目標1 男女平等を推進する社会づくり

男女共同参画社会とは、女性にとっても男性にとっても生きやすい、一人ひとりの個性を尊重する社会のことです。女性と男性は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。全ての人々が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することにより、社会全体の活力が増し、人々が将来に希望を持てるような、男女がいきいき共に輝ける社会を実現させることが大切です。

本市では、男女共同参画社会の実現のために講演会等を開催するなど様々な啓発活動を行ってまいりましたが、家庭や地域の中に十分浸透したといえる状況にありません。

以上のことから、広報や啓発活動、学習機会の提供を行い、女性も男性もお互いに尊重し合う、男女共同参画社会の実現をめざします。

【現状と課題】

令和3年実施の市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭にいるべき、女だから〇〇すべきといった男女の固定的な意識を押しつける」ことについて、48.1%が「特に問題がある」としています。これは、第4次計画策定時(平成27年調査39.9%)と同様に高い数字です。

また、「結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される」「夫や恋人などからの暴言やなぐる、ける、行動を監視するなどの暴力を受ける」「セクシュアルハラスメント(性的いやがらせ)を受ける」の関係割合が27.6%を超えているという現状があります。この状況において、女性の人権を守るために必要なこととして、「家族の中でお互いの人権を尊重し温かい家庭をつくる」が22.3%、「学校教育、生涯学習での男女平等教育の充実を図る」が32.7%でした。

意識の変革や新たな知識の習得といった各種学習機会の充実とあわせて、広報・啓発活動の推進や相談体制の充実が求められています。互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮することの大切さを理解し、男女平等意識の定着を図っていくことが重要です。

男女平等を推進する
社会づくりをめざします

【 具体的な取り組み 】

重点項目①

男女平等を推進するための意識啓発を推進します

男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つに、性別に基づく固定的な役割分担意識があります。そのため、市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性についての意識を持つことができるように、継続的に広報や啓発活動を行います。

また、図書等を通じて男女共同参画について認識を深められるように、男女共同参画関係図書等の充実を図ります。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
1	市広報紙及びホームページ等による啓発を行います	・男女共同参画週間(6月)の啓発	市広報紙での記事の掲載回数	年 8 回	年 5 回以上 <第 4 次> 年 5 回以上	まちづくり課
		・女性に対する暴力をなくす運動(11月)の啓発	市ホームページでの記事の掲載回数	年 12 回	年 8 回以上 <第 4 次> 年 5 回以上	まちづくり課
		・男女共同参画啓発講演会(講座等)の周知 ・女性電話相談の啓発	市ホームページでの男女共同参画啓発講演会(講座等)ページによる啓発回数	年 5 回	啓発の継続 啓発回数 年 6 回以上	まちづくり課
2	各種関係団体等と連携した広報・啓発を行います	地域コミュニティ ⁹ への男女平等意識の啓発協力依頼	地域コミュニティへの啓発協力依頼回数	年 3 回	啓発の継続 啓発依頼回数 年 2 回以上	まちづくり課
		人権擁護委員による紙芝居、講演会等の啓発活動の実施	人権擁護委員による紙芝居、講演会等の啓発活動数	年 2 回	年 6 回以上	市民生活課
3	図書館における男女共同参画に関する図書等の充実を図ります	男女共同参画関連図書コーナーの開設(図書館)	男女共同参画関連図書コーナーの設置回数	年1回	年 1 回	教育総務課
		男女共同参画関係図書等の充実(図書館)	男女共同参画関係図書を毎年 5 冊増加	6 冊	年 5 冊×5 年=25 冊	教育総務課

⁹ 地域コミュニティ：33 ページ参照

重点項目②

男女平等意識を推進する教育と学習機会の充実を図ります

子どもの頃から人権を大切にする心を育てることや男女共同参画の視点に立った教育を受けることは、その後の人格形成にも影響を与えるため重要です。そのため、保育の質の向上のための研修事業への参加や、学校教育の場においては人権教育や、将来を見据え、男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育を推進します。また、男女平等の視点に立った学習機会を提供することで、広く市民に対して男女共同参画について理解を深めてもらうとともに、単に学習するだけでなく、もう一步先に踏み込み、様々な分野で活躍できる人材育成をめざします。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R3)	担当課
4	乳幼児期からの発達段階に応じて人権を大切にする心を育てます	保育の質の向上のための研修事業への参加	保育の質の向上のための研修事業への参加人数	15人	100人(延べ人数)	こども課
5	学校教育における人権及びジェンダー平等教育を推進します	学校教育の場において、学習指導要領等に基づき、児童生徒の発達段階に即し、社会科、家庭科、道徳、特別活動等、学校教育全体を通じて、男女の平等やお互いに理解しあい協力すること、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性等、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の実施	男女平等の観点を含めた指導計画の作成と実施(道徳、家庭科、社会科、総合学習、学活等)	道徳を中心に家庭科、社会科、総合学習、学活の時間等で男女平等の観点を含め総合的に指導している	道徳を中心に家庭科、社会科、総合学習、学活の時間等で男女平等の観点を含めた指導計画を作成し、充実・改善を図りながら総合的に指導する	学校教育課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
6	学校教育における男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育を推進します	学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導すると共に、性別にとらわれることなく、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるような進路指導の充実	男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育の全体計画の作成と実施	教育計画全体を通して男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育成する指導を展開している	男女共同参画の視点を踏まえた児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育の全体計画を作成し、学校の教育計画全体を通して実施する	学校教育課
7	男女平等意識の定着を図る学習機会を提供します	男女共同参画講演会(講座)等の開催	男女共同参画講演会(講座)等実施回数	年2回 参加人数 34名(延べ人数)	年2回以上	まちづくり課
8	女性の人材育成に関する学習機会を提供します	リーダー養成講座の開催	リーダー養成講座の開催回数、参加人数	開催数 年2回 参加人数 33名(延べ人数)	開催回数 年2回 参加人数 25人 <第4次> 開催回数 年2回 参加人数 20人	まちづくり課

重点項目③

あらゆる暴力の根絶を推進し、誰もが心身ともに健康でいられる環境づくりを推進します

人権の尊重として、配偶者や恋人などからの暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)¹⁰は決して許されるものではありません。あらゆる暴力を根絶するために、暴力は人権侵害であるという認識を深められるよう、人権に関する情報提供や、さらに被害者を救済するためのきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

また、特に女性には、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、年代によって心身の状態が変化するため、健康を維持するには、ライフサイクルに応じた心身の健康づくりや周りの人々の理解と協力が重要です。

そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの尊重や情報提供に努めるとともに、健康に関する相談体制や検診の充実など全ての人が生涯にわたり身体的にも精神的にも健康な状態を長く保てるよう支援します。

¹⁰ ドメスティック・バイオレンス：33 ページ参照

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
9	配偶者や恋人などからの暴力、離婚・養育費問題、家族の悩み等に対する相談窓口の充実を図ります	DV相談窓口の開設(こども課・市民生活課・健康福祉課(健康の駅含む)・学校町子育て支援センター・新町子育て支援センター・今町子育て支援センター)	設定しない	DV相談窓口の開設数 4か所(こども課、学校町・新町・今町子育て支援センターで土日祝日を除く毎日)	設定しない	こども課
			設定しない	相談窓口の開設数 1か所(市民生活課で土日祝日を除く毎日)	設定しない	市民生活課
			設定しない	DV相談窓口の開設数 1か所(健康福祉課(健康の駅含む)で土日祝日を除く毎日)	設定しない	健康福祉課
		専門機関による女性電話相談の実施	設定しない	専門機関による女性電話相談窓口の実施(月～金曜日に実施)	設定しない	まちづくり課
		人権相談所の開設	人権相談所の開設数	年1回(11月)	年2回の継続	市民生活課
		見附市人権擁護委員による相談の実施	設定しない	見附市人権擁護委員が適宜相談に応じた	設定しない	市民生活課
		弁護士無料法律相談の開設	弁護士無料法律相談の開設数	月2回	毎月2回の継続	市民生活課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
10	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関連する健康/権利)の尊重と情報提供を行います	妊娠届出時の健康相談の実施	妊娠届出時の健康相談を受けた割合	100%	100%	いづも課
		新生児・産婦訪問指導の実施	助産師訪問の利用率	100%	100%	いづも課
		不妊治療費助成事業の実施	不妊治療費助成の継続	30組	不妊治療費助成事業の継続	いづも課
11	生涯を通じた健康の保持・増進を図ります	女性特有の病の啓発と女性特有のがん検診の実施	乳がんの啓発活動数、乳がん検診率	啓発活動年7回 検診率 17.1% (受診数 983人) (うち2年連続 12人)	啓発活動数 年5回以上 検診率 20.0%以上 <第4次> 啓発活動数 年3回 検診率 20.0%以上	健康福祉課
			子宮がんの啓発活動数、子宮がん検診率	啓発活動年7回 検診率 12.0% (受診数 860人) (うち2年連続 0人)	啓発活動数 年5回以上 検診率 20.0%以上 <第4次> 啓発活動数 年3回 検診率 20.0%以上	健康福祉課

基本目標2 男女が共に活躍できるまちづくり

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。将来にわたり、活力のあるまちとするために、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが、まちづくりにおいても必要となっています。

また、家族形態の多様化が進み、ライフスタイルも変化している中で、労働の場においても、男女に関わらず一人ひとりの意欲や能力に応じた機会と待遇が確保されることが必要です。国は、平成19年4月の男女雇用機会均等法の改正施行により、雇用の分野での男女の均等な機会の待遇と確保などを図る法整備を進めています。また、平成27年9月に「女性活躍推進法」が施行され、本市においても、女性が職業生活において、その希望に応じて活躍できる環境を整備していくことが重要です。

男女が共に活躍するには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることも大切です。

以上のことから、多様な生き方に対応した男女が共に活躍できるまちづくりをめざします。

【 現 状 と 課 題 】

本市では、政策、方針決定の場等への女性の参画を進めるために、審議会等における女性委員の割合を40%とすることを目標に取り組んできましたが、審議会等の委員は充て職も多く、依然として30%前後を推移しています。今後も、女性の意見が十分反映されるよう、あらゆる分野での女性の参画拡大を推進することが必要です。

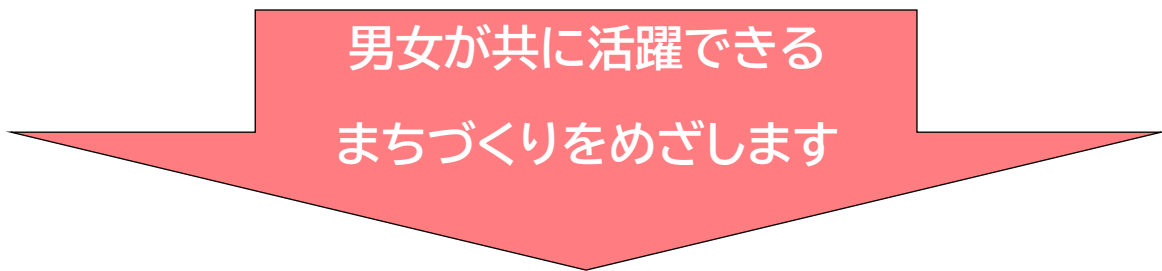
また、H27年実施の国勢調査では、本市の15歳以上就業者における管理職的職業従事者の割合について、男性は12.1%、女性は2.0%となっており、雇用者のうち正規従業員割合は男性84.5%に対して、女性は52.1%となっています。

R3年実施の市民意識調査では、「就職時の採用条件、仕事の内容、給料の男女差など、職場における男女の待遇が違う」ことを問題に思う人が41.8%でした。H27年調査時と変わらず多くの方が「特に問題がある」としています。

また、女性の人権を守るために必要なこととして「企業に対し、採用、登用などにおいて男女を平等に扱うよう啓発すること」と回答した人の割合が20.3%でした。今後も引き続き、職場における待遇や採用、登用等に関する男女差をなくしていくことが必要です。

本市の労働力率の現状を年齢階級別にみると、出産や育児を理由に職業を中断する女性が多いことから、30歳代を底としたM字カーブを描いています。R3年の市民意識調査では、女性の人権を守るために必要なこととして、一番高かったものが「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の充実を図る」で48.6%でした。

このことから方針決定の場等への女性の参画拡大とあわせて男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の推進が求められています。



【具体的な取り組み】

重点項目①

政策・方針決定の場等への女性の参画拡大を図ります

男女が共に豊かに暮らせるまちのために、まちづくりの各分野における政策の立案や計画の推進の場や地域づくりの場等において、男性のみならず、女性の意見も反映できる環境づくりに努めます。

また、防災・災害現場においても男女のニーズの違いを把握した上でそれらに配慮した防災体制や災害支援が求められており男女双方の視点が必要です。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
12	政策・方針 決定の場への女性の活躍を推進します	審議会等への女性委員の積極的な登用	審議会等への女性登用率	30.2% (令和2年4月1日現在)	40%	関係各課「取りまとめ」総務課まちづくり課
13	地域における女性の活躍を推進します	地域コミュニティの活動支援	地域コミュニティ数	11か所	11か所	まちづくり課
			地域コミュニティでの女性役員数	219人(全役員数1,016人) ※21.6%	250人	まちづくり課
14	防災・災害現場での女性の活躍を推進します	ポスター及びホームページ等での消防団員及び女性消防団員募集の周知	消防団員数	553人	600人	消防本部
			女性消防団員数	10人 1.8%	20人	消防本部
			周知の回数		周知回数 年4回	消防本部

重点項目②

男女が共に働きやすいまちづくりを推進します

男女が共に労働の場において、一人ひとりの意欲や能力に応じた機会と待遇が確保されること、また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する様々なハラスメント(嫌がらせ・いじめ等)は重大な人権侵害であるという認識を持つことなど、職場における男女平等の普及啓発や労働問題に対するきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

また、様々な生き方へ対応し、女性が生涯を通じて経済的に自立をし、働きながら安心して子育てができるような支援を行います。

さらに、経営への参画といった女性の意欲を後押しするため、起業に対する支援を行います。また、農業分野では6次産業化の推進などにより、従来の農作物の生産に限らず加工や販売といった多角的な経営機会が増加しています。そのため家族協定を締結することなどによって従事する男女がともに対等なパートナーとしてその個性と能力を存分に発揮できるよう、経営への参画、家事を含む労働における役割分担および収益の配分方法など待遇の確保に努めます。これらにより、女性の経営参画を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択や実現できることも大切です。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
15	職場における男女平等の普及啓発を図ります	企業や労働者に対して産業応援eネットを使って情報発信する	職場環境づくりに関するセミナー等の情報提供回数	メールマガジン産業e-ネットに登録する約1,100人に「リーダーズを学ぶ講座」への参加も呼びかけた。	年2回以上	地域経済課
		雇用・就業支援のための相談窓口の開設	相談窓口の開設日数	月6回	月6回の継続	地域経済課
		女性活躍推進法などの普及啓発	設定しない	市ホームページにて女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画に位置付けられる計画を策定していることを周知している。	設定しない	まちづくり課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
16	労働条件・雇用問題・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント等、労働問題に関する相談窓口の充実を図ります	専門機関による女性電話相談の実施	設定しない	・専門機関による女性電話相談窓口の実施(月～金曜日に実施)	設定しない	まちづくり課
		人権相談所の開設	人権相談所の開設数	年1回(11月)	年2回の継続	市民生活課
		見附市人権擁護委員による相談の実施	設定しない	・見附市人権擁護委員が適宜相談に応じた	設定しない	市民生活課
		市民相談窓口での相談実施	設定しない	・相談窓口の開設数1か所(市民生活課で土日祝日を除く毎日)	設定しない	市民生活課
		弁護士無料法律相談の開設	弁護士無料法律相談の開設数	毎月2回	毎月2回の継続	市民生活課
		雇用情報コーナーでの相談窓口を開設	相談窓口の開設日数	雇用情報コーナーでの相談窓口の開設	月6回の継続	地域経済課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
17	女性の就業支援制度の整備と普及を図ります	自立支援教育訓練給付金 ¹¹ や高等職業訓練促進給付金 ¹² などの就業支援制度の普及	設定しない	自立支援教育訓練給付金 ・訓練終了 1名 ・助成額 81,402円 高等職業訓練促進給付金 ・利用者2名 ・助成額 1,764,000円	設定しない	いづも課
18	経営参画を促進します	起業創業支援補助金による助成	起業創業支援補助金を活用する件数	年3件	年2件以上 <第4次> 年2件以上	地域経済課
		家族経営協定 ¹³ を締結する農業者を支援するため、相談窓口の設置	家族経営協定を締結している農業者家族数	8家族	10家族以上	農林創生課
19	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します	ハッピー・パートナー企業 ¹⁴ (新潟県男女共同参画推進企業)についての市内企業への説明	ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録企業数	10企業	15企業	まちづくり課

¹¹ 自立支援教育訓練給付金：33ページ参照

¹² 高等職業訓練促進給付金：33ページ参照

¹³ 家族経営協定：33ページ参照

¹⁴ ハッピー・パートナー企業：33ページ参照

基本目標3 男女が共に参画する家庭と地域づくり

本市では、「子育てするなら見附」をスローガンに、保育・教育環境の充実にも力を入れ、未来を担う子どもたちの成長を地域で手助けする子育ての支援を行っています。

また、日本一健康なまちを目指し、その中で「スマートウエルネスみつけ」を推進し、ウエルネス(=健幸)をこれからのまちづくり政策の中核に据え、超高齢・人口減少社会の課題の解決を図っていきます。

女性も男性も家庭や地域において「女だから、男だから」という固定観念にとらわれず、一人ひとりの多様な個性や能力、生き方を尊重し、責任を分かち合う家庭や地域を目指します。

【 現 状 と 課 題 】

本市では、人口減少や少子高齢化が課題となっています。

女性の活躍や出生率が伸びなやむ要因の一つとして、子育てへの不安が挙げられており、子育てに関するサービスの整備や相談、支援体制を充実し、男女が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備することが重要です。

また、国の高齢化率は28.9%(R3.4.4現在推計)、本市では32.7%(令和3年4月1日現在)と総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が21.0%を超えて超高齢社会を迎えています。このような社会を豊かで活力あるものとしていくためには、高齢者の社会参加の機会を促進し、社会を支える一員として地域に貢献していける環境づくりを推進することが必要です。一方で、男女が共に育児や介護を行えるような支援体制の充実を図る必要があります。

家庭や地域において、「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女だから〇〇すべき」といった男女の固定観念が依然として残っています。そのような男女の固定観念意識の解消に向けて、家庭や地域において取り組んでいく必要があります。

男女が共に参画する
家庭と地域づくりをめざします

【 具体的な取り組み 】

重点項目①

子育て支援体制の充実を図ります

就労体制の多様化、女性の就労率向上など様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応し、すべての子どもがのびのびと健やかに成長し、保護者の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを育てることができるような育児施設の整備や保育サービスの支援体制の充実を図ります。ひとり親家庭の生活安定と自立への支援を行います。

また、子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な暮らしの環境を確保し、これからの時代を担う子どもたちの健やかな成長に向けた支援体制の充実を図ります。

※施策 20・21 中の園は市立保育園

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
20	年齢や子どもの個人差等を考慮した保育を行います	保育関連サービス(未満児保育・延長保育・一時保育・障害児保育・通常保育)の実施	設定しない	・未満児保育 4 園中 4 園 ・延長保育 4 園中 4 園 ・一時保育 4 園中 2 園 ・障害児保育 4 園中 4 園 ・通常保育 4 園中 4 園	設定しない	いづも課
21	地域住民が子育て支援に関わり、様々な行事で交流する場を提供します	地域の高齢者や学生など、老若男女の地域住民が子育て支援活動に関わり、焼き芋パーティ、クリスマス会等、様々な行事で交流する世代間交流事業の実施	設定しない	4 園中 0 園 実施	設定しない	いづも課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
22	子育て支援や情報交換を行う子育てネットワークづくりを支援します	ファミリーサポートセンター事業 ¹⁵ の実施	依頼会員数	144	200人	こども課
			提供会員数	80	100人	こども課
			両方会員数	9	40人	こども課
			活動件数	1069	800件 <第4次> 800件	こども課
23	子育て支援センターの充実を図ります	子育てサークルの育成・支援、地域の保育資源の情報提供、日常的な不安感や孤立感を解消する親子交流の場「あそびの広場」(学校町・新町・今町子育て支援センター内)を開設	あそびの広場利用乳幼児数	11,902	23,000人	こども課
		乳幼児の一時預かり事業の実施	乳幼児の預かり数	376	480人	こども課
24	子育て相談窓口の充実を図ります	子育て支援センター・こども課での保育士・家庭児童相談員・保健師による相談の実施	設定しない	・ネウボラみつけ分 417回 ・子育て支援センター分 262回	設定しない	こども課
25	仕事をしながら安心して子育てができる環境の整備を図ります	働く女性や核家族が増加する中で、学校の放課後や夏休み等の長期休暇に小学生が安全で健やかに活動できる場所を確保するための放課後児童クラブの実施	設定しない	10か所	設定しない	こども課

¹⁵ ファミリーサポートセンター事業：33 ページ参照

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
26	ひとり親家庭への生活安定と自立への支援／学用品費等の支援・高等教育の支援の充実を図ります	ひとり親家庭等の医療費助成事業の実施	ひとり親家庭等の医療費助成の継続	助成対象者数 659人 (親262人、 児童397人) 助成件数 7,843件	事業の継続	こども課
		児童扶養手当の支給	児童扶養手当の支給	228人	支給の継続	こども課
		就学援助事業の実施	就学援助認定者数(要保護、準要保護)	要保護10人 準要保護 384人 計394人	事業の継続	学校教育課
			特別支援教育就学奨励費受給者数	103人	事業の継続	学校教育課
		奨学金事業の実施	奨学金貸付者数	33人	事業の継続	学校教育課
27	児童虐待の予防、早期発見と虐待を受けたと思われる児童の保護、自立を支援します	児童虐待の予防、早期発見と虐待を受けたと思われる児童の保護、自立の支援	見附市子ども支援対策地域協議会実務者会議の開催	見附市子ども支援対策地域協議会実務者会議の開催回数4回	開催の継続	こども課
			個別ケース会議の開催	個別ケース会議の開催回数32回	開催の継続	こども課

重点項目②

高齢者が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります

超高齢社会を迎え、高齢者の社会参加を拡大し、社会を支える一員として地域に貢献していける環境を整備します。そのために、認知症や寝たきりにならないように、市民が日常の中で、介護予防活動を続けられる環境を整備します。そして、高齢になっても地域で楽しく暮らしていける環境づくりを進めます。

また、家族の一員として家庭生活を楽しむためにも、家庭内で責任を分かち合い、男女共に介護を行うような支援体制の充実を図ります。

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
28	介護予防事業の充実を図り、寝たきり予防に努めます	介護予防事業の実施	介護予防事業参加者総数	989人	1,380人	健康福祉課
29	介護に関する学習の充実を図ります	認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座の開催回数、参加人数	開催回数 8回 参加人数 150人	開催回数 10回 参加人数 350人	健康福祉課

No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
30	学習活動や交流を通じた生きがいづくりを支援します	生きがいづくりや仲間づくりの場の提供として「ハッピーリタイアメントプロジェクト 悠々ライフ」の実施(悠々ライフ)	講座延べ回数、参加人数(男女別)	講座延べ回数 年 209 回 参加人数 男性 1,406 人 女性 1,852 人	講座延べ回数 年 330 回 参加人数 男性 3,000 人 女性 4,000 人	まちづくり課
		多種多様な行事を企画運営するための仕掛人の増員(悠々ライフ)	仕掛人総数 女性仕掛人人数	仕掛人総数 15 人 女性仕掛人 4 人	仕掛人総数 20 人 女性仕掛人 7 人	まちづくり課
		各公民館での高齢者学習講座(寿学級等)の実施(公民館)	高齢者学習講座(寿学級等)の開催回数、参加人数	開催回数 33 回 参加人数 1,579 人	開催回数 43 回 参加人数 2,200 人	まちづくり課
31	シルバー人材センターで、豊かな経験知識・技能を活かした社会参加活動の機会を支援します	シルバー人材センターへの補助	設定しない	シルバー人材センター会員総数 512 人	設定しない	健康福祉課
			設定しない	シルバー人材センター女性会員数 188 人	設定しない	健康福祉課

重点項目③

家庭生活及び地域社会における男女共同参画の推進を図ります

これまで、公共サービスのほとんどを行政が担っていました。しかし、これからは NPO など、市民が主体となって、自らの力を持ち寄って役割を分担していくことが求められています。そのような、市民活動・ボランティアや NPO 等の活動にも男女共に協力しあうことが必要です。

また、家庭とは、家族が安らぎ、責任を全員で担い、分かち合いながら社会生活の基本を身につける場です。今、個人個人のライフスタイルは大きく変化し、価値観も多様化しています。様々な家族形態があることを認めながら、これまでの「男は仕事、女は家庭」という性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、共に学び、話し合う学習機会の開催を推進します。

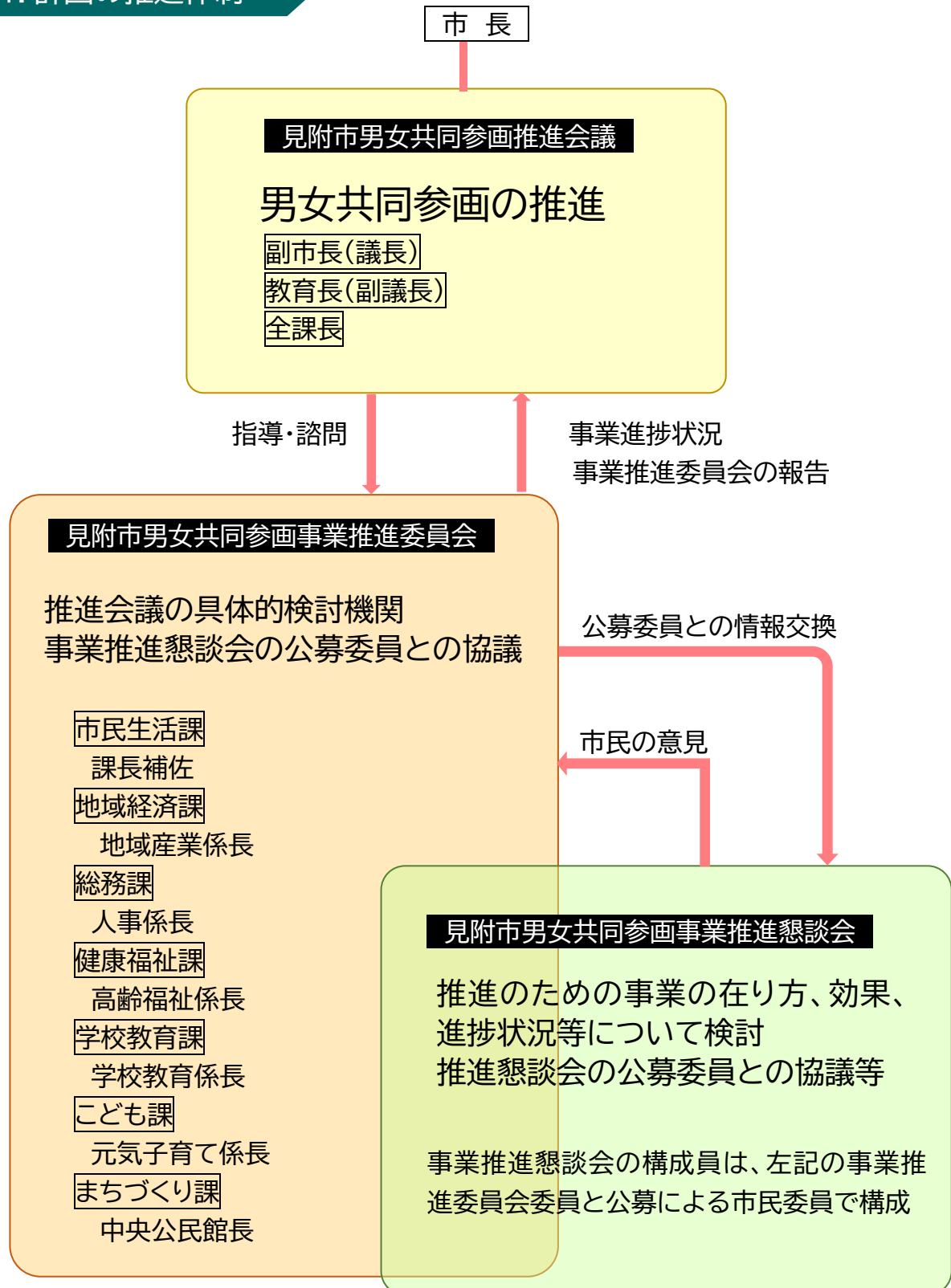
No	施策	事業	指標	現状 (R2)	目標 (R8)	担当課
32	ボランティアや NPO 等の活動に男女が共に参画できる環境の整備を行います	NPO への理解を広めると共に、団体設立や活動支援に関する講座・講演会の開催	NPO 登録数	10 団体	12 団体	まちづくり課
		市民活動・ボランティアバンク ¹⁶ の登録者の増加のため PR 活動を実施	市民活動・ボランティアバンク登録者数	男性 226 人 (82 人) 女性 398 人 (129 人)	男性 250 人 (80 人) 女性 400 人 (120 人) ※()内は総数のうち、青少年の登録者数	まちづくり課
33	育児・介護の男女共同責任意識の啓発を促進します	パパママ学級等の開催	初産夫婦の出席率	24.0%	45%	子育て課
		男女共同責任意識の啓発へ向けた講座の開催(公民館)	講座の開催回数、参加人数	開催回数 4 回 参加人数 309 人	開催回数 年 17 回 参加人数 400 人	まちづくり
		男女共同責任意識の啓発へ向けた講座の開催(見附市勤労者家庭支援施設 心あみりあ)	講座の開催回数、参加人数	開催回数 年 6 回 参加人数 47 人	開催回数 年 8 回以上 参加人数 80 人	まちづくり課

¹⁶ 市民活動・ボランティアバンク：33 ページ参照

第5章

計画の推進

1. 計画の推進体制



2. 計画の進行管理

■市民、市民団体、事業者等との連携・協働

市民、市民団体、事業者、教育関係者との連携や、協働により、計画の展開を進めるとともに活動を支援します。

■達成状況と事業効果について把握

計画の着実な推進のため、1年に1回施策や事業の達成状況と事業効果について把握し、その後の取り組みに反映していきます。

■計画終了後は見直しを実施

計画のおおむね5年後に、上記の施策や事業の達成状況や市民の意識・社会情勢の変化に応じて見直しを行い、その後の計画に反映させます。

3. 推進会議設置要領

見附市男女共同参画推進会議設置要領

(設 置)

第1条 見附市における男女共同参画社会づくりを推進するため、見附市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 推進会議は次の事項を所掌する。

- (1)男女共同参画に関する施策の調査・研究並びに立案に関すること。
- (2)その他男女共同参画政策の推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は別表1に掲げる職に有る者をもって組織する。

- 2 推進会議には、議長及び副議長を各1名置き、議長には副市長を、副議長には教育長をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議の会務を総括する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 議長は会議を招集し、会議の進行に当たる。

(事業推進委員会の設置)

第5条 推進会議の所掌事務の具体的事項について検討するため、下部組織として事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会は、議長が指名する者をもって構成する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、構成員相互の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- 6 委員長は、委員会において検討した結果を、議長に報告しなければならない。

(報 告)

第6条 推進会議は、第2条の所掌事務の検討状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか推進会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

別表1(第3条関係)

副市長	会計課長
教育長	消防長
企画調整課長	上下水道局長
総務課長	市立病院事務長
市民生活課長	議会事務局長
税務課長	監査委員事務局長
地域経済課長	教育総務課長
農林創生課長	学校教育課長
建設課長	こども課長
健康福祉課長	まちづくり課長

4. 懇談会設置要領

見附市男女共同参画事業推進懇談会設置要領

(設置)

第1条 男女共同参画社会実現のための事業を実施するに当たり、広く市民や事業所の意見を反映させるため、見附市男女共同参画事業推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、見附市における男女共同参画推進事業について、そのあり方、効果、進捗状況等について研究協議する。

(組織)

第3条 懇談会は、次の構成員をもって組織する。

(1) 見附市男女共同参画事業推進委員会の委員

(2) 公募に応じた市民のうちから、市長が委嘱する者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

5 公募による委員の任期は、2年間とする。

(会議)

第4条 懇談会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要あるときは、関係者の出席を求めて、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、まちづくり課において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

用語集

NO	用語	意味
1	スマートウエルネスみつけ	<p>身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる状態を「健幸(けんこう)＝ウエルネス」と呼び、まちづくりの中核に据えていくという考えのことである。</p> <p>「食生活(食育)」「運動」「生きがい」「検診」の視点による健康づくり事業への参加を呼び掛けることに加え、健康に対する関心が薄い市民でも自然と健康になれるようなハード整備や仕組みづくりなどを通じて総合的に「住んでいるだけで健幸せになれるまちづくり」(スマート ウエルネス みつけ)をすすめ、『日本一健康なまち』をめざしている。</p> <p>見附市では、第5次見附市総合計画(期間:H28年度～R7年度)の都市の将来像に「スマート ウエルネス みつけ」の実現を掲げている。(見附市企画調整課)</p>
2	ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(内閣府)</p>
3	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関連する健康/権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(内閣府)</p>
4	セクシュアル・ハラスメント	<p>性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。</p> <p>職場において労働者(男女とも)の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行なれることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな影響を生じることという。(新潟県)</p>
5	パワー・ハラスメント	<p>職場内の人間関係において発生する職務権限を利用した、いじめや嫌がらせのこと。上司から部下への言葉や態度による嫌がらせ(無視、仲間はずれを含む)などをいう。(新潟県)</p>
6	マタニティ・ハラスメント	<p>働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのことをいう。(新潟県)</p>
7	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	<p>「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」(厚生労働省)</p>

NO	用語	意味
8	NPO	<p>「NPO(NonProfit Organization)」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。</p> <p>このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことである。</p> <p>法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。(内閣府)</p>
9	地域コミュニティ	<p>町内会、青少年育成会など、地域のために活動している組織や個人が一緒に活動することで、地域住民の顔の見える関係や確かな絆づくりを進め、地域課題の解決や地域の活性化を図るもの。</p> <p>本市では、平成30年6月9日をもって市内全域(11 地区)での地域コミュニティの設立が完了した。(見附市まちづくり課)</p>
10	ドメスティック・バイオレンス(DV)	<p>英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。配偶者や恋人など密接な関係にある、または密接な関係にあった人から振るわれる暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含み様々な形態がある。(新潟県)</p>
11	自立支援教育訓練給付金	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%(下限は1万2千1円、上限は修学年数×20万円、最大80万円)が支給される。(厚生労働省)</p>
12	高等職業訓練促進給付金	<p>児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあるひとり親の方が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、訓練期間中及び修了後に給付金が支給される。(厚生労働省)</p>
13	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。</p> <p>「家族経営協定」はこれを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互のルール(就業条件・経営の役割分担、収益の配分、生活等)を文章にして取り決めたもの。(新潟県)</p>
14	ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)	<p>新潟県が実施している事業。男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」として登録し、その取組を支援している。(新潟県)</p>
15	ファミリー・サポート・センター事業	<p>「子育てを手助けしてほしい人」(依頼会員)と「子育ての手伝いをしたい人」(提供会員)が会員登録し、地域で助け合いながら活動する組織のこと。園等の保育開始前や終了後の迎えや預かり、学校の放課後や放課後児童クラブ後の預かり、保護者の病気など援助が必要な場合にファミリー・サポート・センターへ相談し、提供会員に有償で援助をしてもらう。</p> <p>(見附市教育委員会こども課)</p>
16	市民活動・ボランティアバンク	<p>ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のマッチングを行う事業のこと。</p> <p>ボランティアの募集情報を集約し、毎月、「ボランティアメニュー」として、市民活動・ボランティアバンク登録者へ情報を提供している。また、ボランティアの参加希望があった場合には、募集者への取り次ぎを行っている。</p> <p>(見附市まちづくり課)</p>

市民意識調査の結果(H27・R3 人権に関する市民意識調査)

※見附市全域より18歳以上を無作為抽出した1,000人を対象に実施。

※有効回収数(n):R3 395件、H27 416件

表 1

女性の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか。あてはまるものに○をつける(複数回答)という問いに対する各項目における割合	H27	R3	比較
「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女だから○○すべき」といった男女の固定的な意識を押しつける	39.9%	48.1%	8.2%
就職時の採用条件、仕事の内容、給料の男女差など、職場における男女の待遇が違う	39.2%	41.8%	2.6%
結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉される	26.7%	27.6%	0.9%
夫や恋人などからの暴言やなぐる、ける、行動を監視するなどの暴力を受ける	24.5%	29.1%	4.6%
職場や地域、学校などでセクシュアルハラスメント(性的いやがらせ)を受ける	20.9%	33.7%	12.8%
職場や地域、家庭などで方針を決める時に女性の意見を聞かない	16.3%	15.7%	-0.6%
テレビ、ビデオ、インターネット、雑誌などでわいせつな情報が流れる	16.3%	14.9%	-1.4%
援助交際をふくむ売春、買春行為がある	14.4%	17.7%	3.3%
その他	0.5%	0.8%	0.3%
特にない	12.5%	9.6%	-2.9%
わからない	5.5%	6.3%	0.8%
無回答	3.8%	8.9%	5.1%

表 2

女性の人権を守るために必要なことはどのようなことか。大切だと思うものに3つ以内で○をつける(複数回答)という問いに対する各項目における割合	H27	R3	比較
男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の充実を図る	52.4%	48.6%	-3.8%
家族の中でお互いの人権を尊重し温かい家庭をつくる	35.3%	22.3%	-13.0%
学校教育、生涯学習での男女平等教育の充実を図る	33.4%	32.7%	-0.7%
女性の人権侵害に対する相談体制の充実を図る	24.0%	23.5%	-0.5%
企業に対し、採用、登用などにおいて男女を平等に扱うよう啓発する	22.8%	20.3%	-2.5%
さまざまな意思決定や方針決定の場に女性の積極的な参加を進める	16.3%	16.2%	-0.1%
男性の意識改革のための男性向けの広報・啓発活動を推進する	11.1%	11.1%	0.0%
女性の人権を守るための広報・啓発活動を推進する	10.6%	10.6%	0.0%
夫や恋人などからの暴力、女性や子どもに対する人権侵害への支援体制の充実を図る	10.6%	12.9%	2.3%
マスコミ等が紙面、番組、広告などの内容に配慮する自主的な取組を進める	8.9%	6.6%	-2.3%
その他	1.4%	0.8%	-0.6%
特にない	5.5%	3.8%	-1.7%
わからない	3.6%	7.1%	3.5%
無回答	2.6%	8.1%	5.5%

見附市男女共同参画事業推進委員会委員

(見附市男女共同参画事業推進懇談会委員兼務)

市民生活課	課長補佐	真島 綾子
地域経済課	地域産業係長	佐野 智子
総務課	人事係長	宮本 有香
健康福祉課	高齢福祉係長	佐藤 敦子
学校教育課	学校教育係長	矢島 誠子
こども課	元気子育て係長	箕輪 亜由美
まちづくり課	中央公民館長兼中央公民館分館長	渡邊 和義

見附市男女共同参画事業推進懇談会委員

柴嶺 公枝	会長
高橋 清恵	副会長
江田 隆行	
大野 盛郷	
大野 めぐみ	
土田 要一	
野村 厚子	

事務局

まちづくり課	課長	大野 務
まちづくり課	課長補佐	佐藤 秀一
まちづくり課	生涯学習推進係長	椿 博子
まちづくり課	生涯学習推進係主任	植木 茜

令和4年3月 31 日現在

策定の経過

日 程	内 容
令和3年6月	見附市男女共同参画事業推進委員会の開催(6月29日) ・第4次見附市男女共同参画計画の経過・概要・評価 ・第5次見附市男女共同参画計画基本方針、骨子案及び策定スケジュールの確認
令和3年7月	第1回見附市男女共同参画推進会議の開催(7月12日) ・第4次見附市男女共同参画計画の概要・評価 ・第5次見附市男女共同参画計画基本方針、骨子案及び策定スケジュールの確認
令和3年7月	第1回見附市男女共同参画事業推進懇談会の開催(7月28日) ・第4次計画進捗状況の報告と意見聴取 ・第5次見附市男女共同参画計画基本方針、骨子案及び策定スケジュールの確認 ・意見聴取
令和3年10月	見附市男女共同参画計画策定における担当者説明会の開催(10月18日) ・第5次見附市男女共同参画計画の事業、指標、目標の設定についての確認
令和3年12月	第2回見附市男女共同参画事業推進懇談会の開催(12月17日) ・第5次見附市男女共同参画計画素案及び目標の設定についての意見聴取
令和4年1月	第2回見附市男女共同参画推進会議の開催(1月11日) ・第5次見附市男女共同参画計画素案及び目標の設定の確認
令和4年1月	議員協議会の開催(1月27日) ・第5次見附市男女共同参画計画素案の確認
令和4年2月	第5次見附市男女共同参画計画(案)についてパブリックコメント募集 (2月1日～3月2日)
令和4年3月	第5次見附市男女共同参画計画の完成

男女がいきいき、共に輝くまちをめざして

見附市男女共同参画計画

令和4年3月

発行 見附市

〒954-0052

新潟県見附市学校町1丁目16番15号

TEL:0258-62-7801

FAX:0258-62-7810

メール:machi@city.mitsuke.niigata.jp

編集 見附市まちづくり課